

# ケーブルプラス STB-2 利用規約

ケーブルプラス STB-2 サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

(総則)

第1条 諫早ケーブルメディア株式会社(以下「当社」という。)は、当社の放送サービス及びインターネットサービスの加入者を対象に提供する、ケーブルプラス STB-2 を利用したサービス(以下「本サービス」という。)に関して、以下のとおりケーブルプラス STB-2 契約約款(以下「約款」という。)を定めるものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約において使用する用語は、放送法及び電気通信事業法など関連法令において使用する用語例及び当社のテレビ約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ケーブルプラス STB-2	当社が提供するサービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器、及びその他付属品(ICカードを除きます。)

(規約の適用)

第3条 本規約はケーブルプラス STB-2 サービスに関し、適用されるものとします。

2 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

3 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第4条 (サービスの内容等)

本サービスは、当社の有線放送設備及び電気通信設備を用いて、ケーブルプラス STB-2 を利用者に貸与するサービスです。

2 本サービスは、当社の放送サービス及びインターネットサービス(スーパーエコノミーコースを除く)に附帯するサービスとして提供します。

3 本サービスは、ケーブルプラス STB-2 と当社のインターネットサービスを接続する必要があります。

4 本サービスは、次の各号に規定するセキュリティソフトウェア、アプリケーション及びデジタルコンテンツ等(提携事業所が提供するものをいいます。以下「ソフトウェア等」といいます。)を利用することができます。

なお、状況により、ソフトウェア等の内容を変更又は終了する場合があります。

(1) ウイルスバスター for au

トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェアで、本サービスの利用を開始するにあたり、当該ソフトウェアも自動的に利用開始されることを利用者は予め承諾するものとします。

(2) その他各提携事業者が提供するソフトウェア等

ソフトウェア等の利用に際しては、各提携事業者が別に定める規約等が適用されます。

5 当社は、状況により、本サービスの内容を変更する場合があります。

6 利用者は前項に規定するソフトウェア等の申込を行った場合は、理由の如何を問わず当該申込を撤回し、又は取消すことはできないものとします。

第5条 (利用申込)

本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます。)は、本規約に同意の上、当社所定の手続に従って

利用申込を行うものとします。

2 当社は、申込者が当社の放送サービス及びインターネットサービス(スーパーエコノミーコースを除く)の加入者であることを条件として、本サービスの利用申込を承認します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、その利用申込を承認しないことがあります。また、当社は承認後においても次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、違約の責を負うことなく、その承認を取消することができるものとします。

(1) 申込内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合

(2) 申込者が、第2項に規定する利用申込の条件を満たさない場合

(3) 申込者が、当社のインターネットサービスを休止されている場合

- (4) 申込者が、当社が提供するサービスの料金の支払を怠っている場合、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - (5) 当社が、申込者を利用者とするのが技術上著しく困難である、又は業務の遂行上著しい支障があると判断した場合
  - (6) KDDI 株式会社が定める「a u I D利用規約」に同意いただけない場合
  - (7) 各提携事業者が定める規約等に同意いただけない場合
  - (8) その他、当社が申込者を利用者とするのを不適切と判断した場合
- 4 一部のサービスについては、二十歳未満の利用者及び学生の利用者は利用できないことがあります。

#### 第6条（料金の支払等）

利用者は、当社が別表1に規定する本サービス利用料金、放送サービス料金表に規定する手続に関する料金及び工事に関する費用を当社に支払うものとします。

2 利用者は、当社が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、本サービスの解約があった日の属する月までの期間（提供を開始した日の属する月と解約又は廃止があった日の属する月が同一の月であった場合は1ヶ月間とします。）については、本サービスの利用料金を当社に支払うものとします。なお、本サービスが月の途中で解約された場合、理由の如何を問わず当該月に係わる利用料金は減額されないものとします。

3 ソフトウェア等に関する利用料金等の支払は、各提携事業者の定めるところによります。

#### 第7条（故障等）

利用者はケーブルプラス STB-2 に故障、破損又は紛失が生じた場合、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

2 利用者は、ケーブルプラス STB-2 の故障又は破損による交換について、録画された番組データ又は個人情報が消去される場合があることを予め承諾するものとします。

3 利用者は、当社の責によらないケーブルプラス STB-2 の故障、破損又は紛失について、当社が別表2に規定する損害金を当社に支払うものとします。

4 ケーブルプラス STB-2 のリモートコントローラ（以下「リモコン」とします。）は、利用者の故意又は紛失によってリモコンが不能となった場合は有償となり、当該料金は当社が別表3に規定するところによります。

#### 第8条（サービスの解約）

利用者は、本サービスを解約しようとするときは、当社所定の方法にてその旨を通知するものとします。

2 利用者は、本サービスの解約によるケーブルプラス STB-2 の交換又は撤去について、録画された番組データ及び個人情報が消去されることを予め承諾するものとします。

3 利用者は、本サービスの解約にあたり、ケーブルプラス STB-2 の交換又は撤去に関する費用を負担するものとします。

4 利用者は、本サービスの解約にあたり、提供されたソフトウェア等を解約する場合は各提携事業者へ解約手続を行うものとします。

#### 第9条（サービスの終了等）

当社は、利用者が本規約第4条（利用申込）第2項に規定する利用申込の条件を満たさなくなった場合は、本サービスを終了します。なお、インターネットサービスを休止する加入者についても同様とします。

2 当社は、事前に通知した上で、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

3 当社は、前2項による本サービスの終了又は中止について、利用者又は第三者に対していかなる責任も負わないものとします。

#### 第10条（責任の制限）

当社は、本サービスの内容を変更または終了することがあります。変更または終了によっておこる損害賠償には応じません。

2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、テレビ約款ならびにインターネット約款に従い、その契約者の損害を賠償します。

#### 第11条（免責）

当社は、次の各号のほか、利用者の故意又は過失により生じた損害に対して、いかなる責任も負わないものとします。

- (1) ケーブルプラス STB-2 又はソフトウェア等の利用により損害が生じた場合
- (2) ケーブルプラス STB-2 の故障、不具合、誤操作、その他の理由により、放送番組が正常に録画できなかった場合
- (3) ケーブルプラス STB-2 の故障、破損、紛失、解約、その他の理由により、録画された番組又は個人情報が

消失した場合

- (4) ソフトウェア等の消失、破損が生じた場合
  - (5) ソフトウェア等の不具合が発生した場合、又は当該ソフトウェア等の動作不良等により損害が生じた場合
  - (6) 情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する障害が生じた場合
  - (7) 利用者が本規約若しくは諸規約又は約款等の規定に違反することにより損害が生じた場合
  - (8) 当社が本サービスの維持、保守のために行った制御等に起因する損害が生じた場合
  - (9) その他、当社の責に帰することのできない事由
- 2 当社は、ソフトウェア等のいかなる動作保証もいたしません。

#### 第12条（禁止事項）

利用者は、故意又は過去問わず、本サービスを利用して、次の各号に規定する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 当社設備及びケーブルプラス STB-2 に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- (2) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (3) 公序良俗に違反し、又は他社の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (4) 法令に違反する行為
- (5) 本規約若しくは諸規約又は約款等に反する行為
- (6) その他、当社が不適切・不相当と判断した行為

#### 第13条（a u I Dの提供）

本サービスの利用には、KDDI 株式会社提供の「a u I D」、及び利用申込時に設定した暗証番号が必要となります。

2 利用者は、KDDI 株式会社提供の「a u I D利用規約」に同意するものとします。

3 KDDI 株式会社は、ケーブルプラス STB-2 1台につき「a u I D」1個を提供します。

4 利用者は、ケーブルプラス STB-2 上で利用されたソフトウェア等に対する課金及び問合せ等の対応のために、前項で提供された「a u I D」が設定されているケーブルプラス STB-2 の機器情報を、当社が KDDI 株式会社へ提供することについて承諾します

#### 第14条（機器に係わる利用者の義務）

利用者は、当社、他の事業者又はメーカーが必要に応じて行う場合がある機器等の交換又はバージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

#### 第15条（知的財産権及び成果物の帰属）

利用者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、利用者は自己が回答した内容等につき著作者人格権を行使しないものとします。

#### 第16条（個人情報の取扱い）

当社は契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

2、当社は、利用者がダウンロードしたソフトウェア等の情報を管理するため、又はそのサポートを目的としたサービスの維持・向上のために個人情報を利用できるものとします。

3 ケーブルプラス STB-2 の使用状況は、設備の保守、サービスの維持・向上を目的とし、個人が識別。特定できないように加工した統計資料とした上で、当社が KDDI 株式会社へ提供することについて承諾していただきます。

附則

(実施期日)

本規約は、令和2年5月1日より実施します。

本規約は、令和3年4月1日より実施します。

別表1 利用料金

項目	月額利用料金
ケーブルプラス STB-2	1,540 円/台

別表2 損害金 (不課税)

機器等	料金
ケーブルプラス STB-2 (機器本体)	45,000 円/台 (不課税)
ケーブルプラス STB-2 電源アダプタ (電源コード付属)	5,000 円/台 (不課税)

別表3 リモートコントローラ/取扱説明書

項目	料金
ケーブルプラス STB-2 リモートコントローラ	3,850 円/台
ケーブルプラス STB-2 取扱説明書 (紙面)	550 円/冊

※注意事項 上記金額はすべて税込(10%)です。